

「16年度予算の全体像」

<ポイント>

- ①16年度予算を通じて、「基本方針2003」を着実に実現する。
- ②一般会計のみならず、地方、特会、特殊法人等を含め、政府全体として予算の改革を進め、「改革と展望—2002年度改定」で描かれた経済の姿を実現する。
- ③国と地方の新たな関係の構築に向けて、三位一体の改革に力強く踏み出す。
- ④持続可能な社会保障制度の確立に向けて一段と努力する。
- ⑤財政の質的向上を目指して、政策群、モデル事業等の予算編成上のイノベーションを導入し、国民の負担に値する政府を実現する。

「16年度予算の全体像」

平成15年7月29日
経済財政諮問会議

「予算の全体像」は「基本方針 2003」で示した内閣の施策の目標や意図を予算に反映させるための基本的指針を与え、国民への説明責任を果たすものである。

「16 年度予算の全体像」では、マクロ経済と予算の関係を明確にし、一般会計のみならず政府全体の予算を視野に入れ、歳出の見積もり、歳出改革や重点化の方針・仕組みなど、予算の最終的な姿の概要を示す。16 年度の予算編成作業、すなわち概算要求基準の設定、各省庁の概算要求、各般にわたる制度改革などは、この「16 年度予算の全体像」を踏まえて行われる必要がある。

1. 経済の現状・見通しと 16 年度予算

景気は概ね横ばいで推移しているものの、株価の上昇と個人投資家の市場への復帰、企業収益・業況の改善など、日本経済には改善の兆しが見られる。また、不良債権処理も着実に進んでいる。この改善は、小泉内閣で進めてきた構造改革の効果が徐々に発現しつつあることを示している。

こうしたことを踏まえつつ、16 年度においては、政府全体の予算について、歳出、歳入両面及び質、量両面にわたる改革をさらに加速する。

このような構造改革を進めることによって、16 年度には、「改革と展望—2002 年度改定」で示した民間需要中心の成長の実現に向けて積極的に取り組む。同時に、今後とも種々のリスク（長期金利の動向、世界経済の動向等）に対しては十分留意し、必要な場合には、大胆かつ柔軟に対応する。特に、景気が回復していく局面で長期金利がある程度上昇し、国債費等が拡大する可能性がある。国債発行を極力抑制すると共に、公的債務管理の態勢強化が不可欠である。

2. 16 年度予算の骨格

(1) 岁出改革

(i) 三位一体の改革

三位一体の改革については、「基本方針 2003」に沿って 16 年度予算の中で改革を着実に進めるため、諮問会議で審議し、フォローアップを行う。

国庫補助負担金については、「基本方針 2003」において「18 年度までに概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う」ことが決定された。既に 15 年度に改革への取組み・芽出しを行ったところであるが、今後 3 年間の取組みの初年度として、16 年度予算編成において政府一丸となって、廃止・縮減等の改革に取り組む。

義務教育費国庫負担金（約2.8兆円）については、「基本方針2003」に沿って、地方の自由度を大幅に高めるよう、思い切った改革を行う。義務教育以外の重点項目及び公共事業にかかる補助事業（約6兆円）については、今後3年間で相当規模の削減を行うこととし、16年度はその初年度に相応しい成果をあげる。その他の補助金についても厳しく抑制する。その際奨励的補助金については、廃止・縮減を原則として、着実に削減する。特に地方団体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係る補助金については削減を行うとともに、原則として、一般財源化を図る。

廃止する国庫補助負担事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、精査の上、所要の税源移譲を行い、地方単独事業として実施する。

地方交付税については、国・地方を通じた歳出削減により、地方財政計画の歳出を抑制するとともに、地方団体の自助努力を促し、地方交付税総額を抑制するよう努める。

（ii）社会保障制度改革

年金の物価スライドを実施する。さらに、年金制度改革を、16年度予算から反映する。医療に関しては、「効率化プログラム」等の改革を推進するとともに、診療報酬・薬価については、近年の物価・賃金の動向等を踏まえたものとし、国庫負担を抑制する。介護に関しても改革を進める。

（iii）予算手法のイノベーション（政策群・モデル事業）

16年度予算においては、予算の無駄を省き、量的に歳出を削減する一方、重点化を図ることなどにより、歳出の質の改善をさらに進め、未来への投資などを通じて民間需要を拡大する。

「基本方針2003」で示された制度改革と予算の組合せ等による「政策群」を重視し、政府部内的一体的・効率的な取組みを推進するとともに、民間の資金やノウハウを誘発する予算への重点化を図る。具体的には、原則として複数の府省にまたがる政策目標の実現に向け、総理のリーダーシップの下、規制改革、制度改革等を進めると共に、所要の予算措置を講ずる。

「宣言、実行、評価」という新しい予算編成プロセス（NPM）の確立に向けた取組みを強化するとともに、その一環として、例えば、電子政府、科学技術など明確な目標の設定及び評価と弾力的な予算執行によって、効率化の効果が見込まれる分野について、モデル事業を導入する。

（2）歳出のフレーム

国的一般歳出及び一般会計歳出総額については、上記の改革を推進するなどあ

らゆる努力を行い、実質的に 15 年度の水準(それぞれ 47.6 兆円、81.8 兆円)以下に抑制する。また、地方財政計画の歳出についても、国の関与の縮減等と並行して、「基本方針 2003」に沿って厳しく抑制する。さらに、特別会計を含め、政府全体の大きさ（一般政府の支出規模の G D P 比）が現状程度を上回らないようにする。

公共投資については、上記のとおり補助事業を削減することなどにより、国の公共投資関係費全体として前年度比△3%以下に抑制する。

社会保障関係費及びその他一般歳出についても、社会保障制度改革、三位一体の改革等を通じ、「改革と展望－2002 年度改定」の参考試算を踏まえ抑制する。

特殊法人等への財政支出については、14 年度以降続けてきた削減努力をさらに強化する。独立行政法人については、中期計画等の中で従来以上に、大胆かつ意欲的な経費削減をすることが望ましい。

特別会計については、不斷の見直しを行うとともに、公会計の整備を進め、情報開示に努める。また、「民間でできることは民間で」との観点から事務・事業を見直し、合理化を進めるとともに、コスト管理の徹底等を行う。

(3) 歳入面の改革と歳入の見積もり

税制改革については、2003 年度改革は包括的かつ抜本的な税制改革の第一弾であり、その効果を的確に評価する。これと並行して、引き続き、持続的な経済社会の活性化に向けた、さらなる税制改革の検討を進める。併せて、

- ・ 三位一体の改革の一環として、基幹税の充実を基本とする税源移譲に向け具体化を進める。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずる。
- ・ 租税負担と社会保障負担の総合的な検討の下での国民年金法平成 12 年改正法附則（「当面平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする」と規定。）への対応について検討を進める。

特別会計については、財政規律を高め、一般会計への依存を低めるとともに、各特別会計の性格を踏まえつつ、借り入れを縮減する。

国債管理については、中長期的な全体の資金調達コストの最小化や国債市場の安定化等を目指し、公的債務の各種のリスクを適切・専門的に管理する。

16 年度の歳入見積もりについては、14 年度決算概要、今後の経済情勢、税制改革による歳入への影響を含め、引き続き検討を行う。その際、的確な税収見積もりに向け、財務省に関係府省が、必要な協力を一層進める。